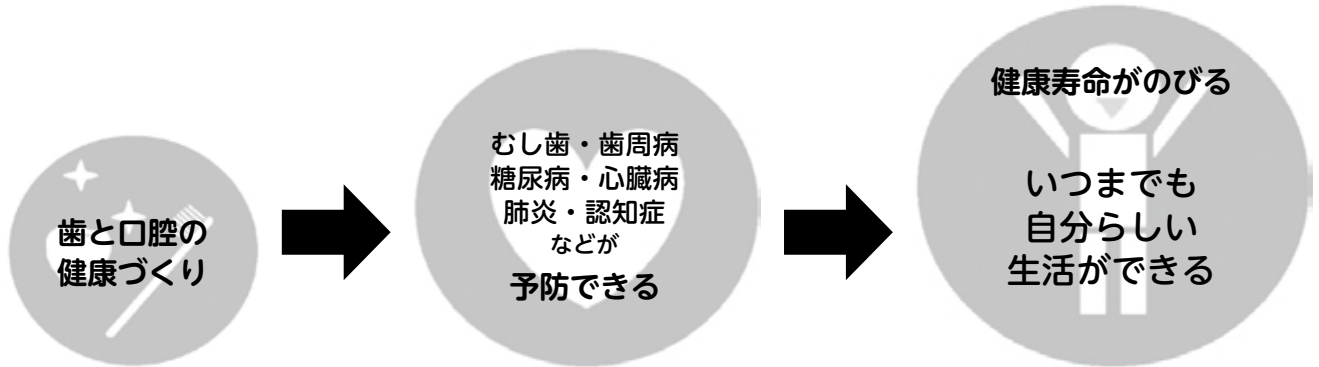


# 大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例

## どうして条例をつくったの？

「年を重ねても、自分のことが自分でできることが何より大切だ。」  
 こんな声を地域におじゃました保健師が多く耳にしています。心身ともに自立し、健康に生活を送れる期間（健康寿命）を伸ばしたいという願いが条例の生まれたきっかけです。  
 大磯町は、健康寿命を伸ばすために、現状の課題に目を向け、生涯を通じた健康づくりの原点である、歯と口腔の健康づくりに取り組むこととし、条例をつくりました。



### 大磯町医療機関一覧(歯科)

名 称	電話番号
青い鳥歯科クリニック	74-6480
有近歯科医院	61-6060
今井歯科医院	61-0190
加藤歯科診療所	61-3327
熊坂歯科医院	61-1101
郷土歯科医院	61-0648
こだま歯科クリニック	60-2111
小林歯科医院	71-0573
藤山歯科医院	73-4899
松本歯科医院	61-7750
箕島歯科医院	72-2814

## 40・41・42・43・44・45・50・60・70歳の節目年齢の方へ 成人歯科健康診査のご案内

歯ぐきや歯と口腔内の健康状態は、全身の健康と深く関わっており、健康で過ごすためにはこまめな手入れが大切です。

歯周病の早期発見のために次の節目年齢の方を対象に成人歯科健診を実施します。

- ▶対象者 40歳（昭和52年4月2日～53年4月1日生）  
 50歳（昭和42年4月2日～43年4月1日生）  
 60歳（昭和32年4月2日～33年4月1日生）  
 70歳（昭和22年4月2日～23年4月1日生）

さらに今年度は若い世代から歯周病予防に取り組んで頂くきっかけ作りとして、次の年齢の方も対象となります。

- 41歳（昭和51年4月2日～52年4月1日生）  
 42歳（昭和50年4月2日～51年4月1日生）  
 43歳（昭和49年4月2日～50年4月1日生）  
 44歳（昭和48年4月2日～49年4月1日生）  
 45歳（昭和47年4月2日～48年4月1日生）

※ただし、現在歯科治療のため受診されている方は対象となりません。

▶実施期間 6月1日（木）～2月28日（水）

▶受診方法 希望する指定医療機関に直接予約のうえ、受診してください。

### 歯の健康フェスタ2017

#### 「おいしい」と「元気」を支える丈夫な歯

乳幼児から高齢者まで無料の歯科健診が受けられます。

▶と き 6月4日(日)午後1時30分～3時

▶と ころ 保健センター

▶主 催 平塚歯科医師会大磯地区・大磯町 同時開催

- ・消防車に乗ってみよう！
- ・クイズやゲーム
- ・Oisoレシピの紹介と試食、他

問 スポーツ健康課 ☎内線308

問 町民課

☎ 内線 247

軽減の対象者		軽減割合		
所得割額の基準が58万円以下の方 (年金収入のみの場合211万円以下)	平成28年度	平成29年度	平成30年度～	
	5割	2割	廃止	
被用者保険の被扶養者であった方	平成28年度	平成29年度	平成30年度～	
	9割	7割	5割	
世帯の総所得金額等の基準				
軽減割合	平成28年度		平成29年度	
	5割	33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	
2割	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)		

平成29年度より、所得割額の軽減割合、均等割額の軽減基準が左図のとおり変更されます。詳細は、7月発行の後期高齢者医療保険料決定通知書にてお知らせします。

後期高齢者医療保険料の軽減が変わります